地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和2年10月30日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 堺 剛

記

1 平成28年度定期監査及び行政監査

	監査結果	措置状況	通知日
積るをるりか能発文注 員員か成づで 円	監査結果 で、1 にのいたのでは、1 にのいたのでででででででででででででででででででできる。では、1 にののでは、1 にののでは、1 にののでは、2 にののでは、2 にののでは、2 にののでは、2 にののででででででででででででででででででででででででででででででででででで	措置状況 特別 特別 特別 特別 特別 特別 大に、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、ので、で、で、ので、で、で、ので、で、ので、で、ので、	通知日 R2. 6. 3

|--|

2 平成29年度定期監査及び行政監査

課名	監査結果	措置状況	通知日
総務課	旅行命きをできます。 一年をでするたりでする。 お報告のでする。 一年のでは、ののでは、ののでは、ののででである。 一年のでする。 一年のでする。 一年のでする。 一年のでは、では、一年のでは、では、では、では、では、では、では、では、一年ででは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	平成30年2月26日付にて旅行命令・復命書の作成及で、全部書の作成及で、全部での管理についで、全部でので、のでは、では、では、ないでは、というでは、というででは、はいいででは、はいいででは、はいいででは、はいいででは、はいいででは、はいいでででは、いいでででは、といいででは、ないでででは、でででは、ないでででは、でいいでは、でいいでは、でいいでは、でいいでは、でいいでは、でいいでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、	R2. 6. 3
建設課	公園台帳について 都市公園管理者は、そ第1項管理 は、「公園管理者は、その成島管理者は、それな園園の台間を作ならに第一のではいる。でではるのでででできる。ないるののではないるののでは、ないののでは、はないののでは、はないののでは、はないののでは、はないののでは、はないののでは、はないののでは、は、ないののでは、は、ないののでは、は、ないののでは、は、ないののでは、は、ないののでは、は、ないののでは、は、ないののでは、は、ないののでは、ないのではないのでは、ないのでは、ないのではないのではないではないないのではないではないないではないではないではないないではないないではないないではないないではないないで	公園とは、紙と、 紙をPDF化したものにとをしているのとお摘っては、できます。でも摘っている園にといるでででででででででででででででででででででででは、大きでは、は、のののでででででででは、大きでは、は、のののでででででででは、大きでは、は、のののでででででででででは、は、は、のののででででででででは、は、は、は、	R2. 8. 26

る。定期的に台帳の記載事項の 確認・更新を行い、関係法令に 則った適正な公園管理に努め られたい。

特に 5,000 ㎡以上の公園については早急に台帳を整備されたい。少なくとも公園の現況を把握することが肝要である。

建設課

道路用地の借入について

相続人が多数となっている 土地や所有者の所在把握が困 難な土地等については、事業の 推進において様々な支障が生 じているため、国土交通省がガ イドラインを作成している。

道路用地は取得が原則であり、平成22年度の土地賃貸借契約締結の起案文書でも、契約相手方と用地買収について今後とも継続協議を行うという確認がとれている。

遺産分割協議が終了していない土地に関して、相続人の一人と賃貸借契約をしているが、その契約の有効性についても検討を行うとともに、国土交通省のガイドライン等を参考にされ、当該用地取得に向けて努力されたい。

R2. 8. 26

用地取得に向け土地管理人 (相続人の一人)に相続手続き を促すとともに、市も協力して いるところですが、相続人が多 数おられるため費用負担が相 当かかることが予想され、用地 買収額では見合わないとの理 由で協力が得られない状況で す。

なお、国土交通省のガイドラインは、所有者が把握できている本件には適用されず、相続登記をしないまま所有権移転登記を可能とする制度ではありません。

また、道路用地として利用する権原が必要であることから、 やむを得ず賃貸借契約を締結 しています。賃貸借契約の解除 は市道として長い間利用いた だいている市民の不利益につ ながる可能性があります。

以上のような事情があり、用 地取得が困難な状況のため、当 面の間の対応として賃貸借契 約を見直しました。

なお、今後とも用地取得できるよう精力的に協議を進めていくとともに、問題が発生した場合は丁寧に対応したいと考えています。

3 平成30年度第1期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況

課名	監査結果	措置状況	通知日
地ミテ課齢援保童コニー高支・児	補助金等について 補助金等が交付されている 団体について、その補助金額 団体について、その補助金額 上回る繰越金が生じている 上回る繰越られた。 地方自治法第232条の2では 「普通地方公共団体は、そのいて は、寄附又は補助をすることが は、まる。」と規定されてが できる。」と規定されてが できる。」と規定されて終 いた。 いた。 がきまえ、補助対象や金額が妥当	(地域コミュニティ課) 平成30年度第1期定期監査及び 行政監査の指摘事項につきましては、市の発展に必要不可欠な 地域組織である自治会の存続や 機能維持のため、その他運営等 に必要な経費に対する援助であることから、「補助金」という性 質ではなかったと判断し、「助成 金」とする交付規則の改正を行いました。	R2. 6. 9
	踏まる、 無助対象点に がよいる。 をはいる。 をはいる。 をはいるののでは をしている。 をはいるののでは をはいるののでは をしている。 をはいるののでは をしている。 をはいるののでは をしている。 をはいるののでは をしている。	(高齢者支援課) 本指摘事項については、長寿 クラブ連合会の事務局に対示を 問題提ものの実施の理解で、「年度当初年事業のの繰越」「年度当初年事業に かの繰越」等、各繰越のの繰越」等、各線越があり、、他期間では では、各線があるといった。 を関連したがあるといった。 は、というといった。 は、というといった。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	R2. 6. 9
		(保育児童課) 保育所保護者会補助金については、令和3年度廃止の方向で、 検討しています。	R2. 6. 9

4 令和元年度第1期定期監査及び行政監査

課名	監査結果	措置状況	通知日
上下水	契約保証金の納付について		R2. 5. 18
道施設	地方自治法施行令第 167 条の 16	契約金額の 30%未満の増額に	
課	及び契約規則第26条において、普	ついては、追加保証金は不要と	
HAK	通地方公共団体は契約を締結する	なっています。通常では 30%を	
	者に契約保証金又はこれに代わる	超える変更増額を見られる案件	

担保を納付又は提供させなければしは少ないです。 ならないと規定されている。

本市は契約規則第24条第5項に 基づき標準となる契約書の書式を 定め、その契約書の約款第4条に おいて、契約保証金は契約の締結 と同時に納付することとなってい る。

しかしながら、「下水道ストック マネジメント第 30-1 調査業務委 託契約」については、増額変更契約 に係る契約保証金が検査完了後に 納付されていた。今後は、納付遅れ が生じないように改善されたい。

しかし本案件は調査時に当初 より想定外のことが判明したた め、30%を超える増額となって しまいました。

30%を超える変更増額する案 件が通常では少ないため、本案 件については変更契約時に増額 分の追加保証の要求を失念して おりました。

今後は変更増額時にも再度確 認を行い、追加保証についても 変更契約の締結時と同時に納付 できるように、請負業者に対し て追加保証の要求に努めます。

国際• 交流課

国際交流協会について

国際交流協会については、公 益財団法人として活動してい るものの、その職員は協会から 任用された嘱託職員1名である ことから、国際・交流課の職員 が事務取扱の辞令を受け、協会 の大部分の業務を行っている。

一方、国際・交流課も課長以 下職員4名の組織であることか ら、課の業務の大きな割合を協 会の業務で占めており、市職員 が行っている業務が協会の業 務なのか、市が行うべき業務で あるか、さらにはその監督責任 が協会にあるのか市にあるの か明確にする必要がある。

協会の独自性がより発揮さ れ、行政ではできない自由な発 想による交流事業の実施など 公益法人として協会を設立す るメリットを最大限活用され る必要がある。

また、市の業務と協会の業務 が明確でない場合、監査や議会 のチェックが行き届きにくく なる恐れがあるものと考える。 さらに、協会の業務に市職員が 従事することについて、市と協 会の間に法的な手続きがない R2. 6. 9

国際交流協会の業務につきま しては、国際交流協会の責任の 下、独自性を持ち実施すべきも のであると考えております。

令和元年度まで、国際・交流課 の職員が事務取扱の辞令を受け 国際交流協会の事務を行ってま いりましたが、令和2年度から は、協会への人的支援として、公 益的法人等への一般職の地方公 務員の派遣等に関する法律及び 公益的法人等への職員の派遣等 に関する条例に基づき、市職員1 名の派遣を行う措置を行ってお ります。

中で業務を行うことは問題があるものと思われ、法的な整理を行い市職員が従事するのか、人件費も含めて補助を行うことで協会の独立性を高めるのか、協会が果たす役割を整理し、適切な処置を取られたい。 産業振 地域水田農業推進協議会に対する補助金について 太宰府市地域水田農業推進協議会は、都市近郊農業の特性を生かした作物振興、水田利用 及び担い手の育成を図ることを目的とし、附属機関として平成15年に設置された。 その後、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要 指進事業を遂行するうえで、事業の実施主体として農業関係 団体の代表者等で組織する協議会等を設置する必要が生じたことから、既存の「太宰府市地域水田農業推進協議会」にその役割を追加し、同協議会に補助金を交付することに適議会等を設置する必要が生じたことから、既存の「太宰府市地域水田農業推進協議会」にその役割を追加し、同協議会に補助金を交付すると、しかし、所属機関としてふさわり、協議会等を設置する必要が生じたことから、既存の「太宰府市地域水田農業推進協議会」にその役割を追加し、同協議会に補助金を交付すると、といた、既存の上海におり、所属機関としてふさわし、は市の附属機関としてふさわし、ないため、現行委員の任期満てくいたの、事業の実施主体として前時金を交付することは適切ではないと思われる。経営所得安定対策等推進事	_				
東課 する補助金について 太宰府市地域水田農業推進 協議会は、都市近郊農業の特性を生かした作物振興、水田利用 及び担い手の育成を図ることを目的とし、附属機関として平成 15 年に設置された。 その後、経営所得安定対策等推進事業を遂行するうえで、事業の実施主体として農業関係 団体の代表者等で組織する協議会等を設置する必要が生じたことから、既存の「太宰府市地域水田農業推進協議会」にその役割を追加し、同協議会に補助金 27 万円が交付された。 しかし、附属機関は、地方自治法において、その所管する事項について調停、審査、諮問又は調査等を行う機関とされており、事業の実施主体として補助金を交付することは適切ではないと思われる。			あるものと思われ、法的な整理 を行い市職員が従事するのか、 人件費も含めて補助を行うこ とで協会の独立性を高めるの か、協会が果たす役割を整理 し、適切な処置を取られたい。		
業補助要綱等について調査を 行い、適切な事務処理を図られ たい。		, ,,,,,,	する大きなでは、大きなの母のでは、大きなの母のでは、大きな、関る生所にに、大きなの母のでは、大きなの母のでは、大きな、関の母のでは、大きな、関の母ののの母のでは、大きな、関の母ののの母のでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	業実施要綱」及び「経営所得安定要 解等推進事業費補助金施議会 無事業事業再生協議会」とは協議会」とは協議会」とは協議会」とは協議会」とは協議会」とは協議会」とは協議会」とは協議会に大きないがある。 会。以下、「協議会」をである。 会。以下、「協議会」をである。 会。以下、「協議会」をである。 会。以下、「協議会」をである。 とに対いたす。そのたかる。 とは、数とにははないたままり。のといまままり、 には、ののは、は、 はないため、ことにはないのが、 には、 にいたが、 にいが、 にいが、 にいが、 にいが、 にがが、	R2. 5. 29

5 令和元年度財政援助団体等監査

課名	監査結果	措置状況	通知日
文化学	補助金実績報告書について		R2. 6. 5
習課	振興財団は、文化学習課より	令和2年3月31日で古都大	
(文化	振興財団補助金として	宰府保存協会への出向を終了	

スポー	32,579,000 円の補助を受けて	し、4月1日から文化スポーツ
ツ振興	いる。	振興財団の管理施設で勤務す
財団)	本補助金は、交付要綱が制定	ることに変わっております。
V1 EI	されていないため、補助目的や	
	補助対象経費が明確に定められ	
	ていないが、同振興財団の運営	
	にあたり、給与・手当・燃料等	
	の管理を行うための補助金とさ	
	れている。	
	その実績報告書に計上された	
	補助対象経費には、振興財団か	
	ら古都大宰府保存協会へ職員交	
	流研修として派遣された職員の	
	給与等が含まれていた。(現在、	
	相手先団体からの派遣はなされ	
	ていない。)	
	この経費については、振興財	
	団の設立目的である事業の実施	
	や運営に資するものとは言い難	
	く、補助対象経費として適切な	
	ものであるか疑義があるものと	
	思われる。	
	文化学習課と協議のうえ、是	
	正されたい。	

6 令和元年度第2期定期監査及び行政監査

課名	監査結果	措置状況	通知日
観光推 進課	補助金交付決定について を存市俳句・短歌ポスト事業運営補助金について、本補助金について、本補助金について、本補助金の申請は、太宰府市俳句・短歌ポスト事業運営委員会、予府市を記し、で決算をでは、大変にでいた。 を対けるが、では、大変にのおります。 が、では、大変にのいるでは、大変にのよりでは、大変にのでは、大変にのいた。 を対けるが、では、大変にのいたがないでは、大変にのよいなが、ないないないでは、ないないないでは、大変には、大変には、大変には、大変には、大変には、大変には、大変には、大変に	先の指摘を受け、令和2年度より各団体から補助申請を提出していただき、それぞれに交付決定・支出を行いました。	R2. 6. 9

	ストも共有していることから、 「俳句・短歌ポスト事業運営補助金」として、まとめて支出されためである。 補助対象団体がそれぞれ別の団体として活動し、補助事業を実施しているのであれば、補助金の申請や交付決定はそれぞれにすべきものと思われる。		
スポー	支払遅延について		R2. 6. 16
ツ課	太宰府市総合体育館監視カメ	契約事務に関して、職員自身	
	ラ増設工事について、令和元年9	が事業進捗と期限管理の徹底	
	月20日に完成検査を終了し、そ	を図り、業者への依頼に対する	
	の後、令和元年9月26日に契約	履行確認をこまめに行うよう	
	の相手方である㈱きんでん九州	努めます。	
	支社より適法な支払請求を受け		
	た。しかし、工事写真帳の不備を 理由として支払いを保留し、令		
	和元年11月13日に支払いを行		
	っていた。		
	政府契約の支払遅延防止等に		
	関する法律(昭和 24 年法律第		
	256 号) 第 6 条では、工事代金の		
	支払の期限は、完了の検査を終		
	了した後相手方から適法な支払		
	請求を受けた日から 40 日以内		
	とされている。		
	工事写真帳に不備があり検収		
	できないものであるなら、完成		
	検査の段階で指示を出すべきも		
	のと思われる。		
	スポーツ課におかれては、適切な知知事業の執行な図られた		
	切な契約事務の執行を図られた い。		
	v · o		